

「携帯端末向けマルチメディア放送等の在り方に関する懇談会報告書」(案)
に対する意見

2008年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 107-0052
住 所 東京都港区赤坂1-14-14
氏 名 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ
代表取締役 仁藤 雅夫

この度の懇談会報告書案は、放送業界をはじめ関係する方面の様々な提案や意見が幅広く取り入れ、跡地の有効利用策として、事業者の創意工夫が最大限に生かされることが一貫して述べられていることは、妥当であると考えられます。

以下、弊社の意見を、該当する頁や項目ごとに述べさせていただきます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意 見
16頁 28頁	3-4行 15行	...今回、新たな放送に割り当てられることのできる周波数帯域幅は全体で32.5MHz という制約がある... 14.5MHz という比較的広い周波数帯域幅を、...	アナログ放送の跡地としては 120MHz の帯域があるが、そのうち「放送」に割り当てられたのは 32.5MHz であり、しかもそれが「自営通信」により分断された結果、「全国向け放送」には 14.5MHz という決して広いとはいえない帯域幅の割り当てとなった。今後の制度設計にあたっては、マルチメディア放送が、「新たな放送の実現」として、参入を希望する事業者が既存の地上放送、衛星放送、ケーブル、あるいはインターネットに伍して事業性を確保できるよう、この少ない帯域幅を有効活用するため、事業者の創意工夫が最大限に生かされることを念頭において検討が行われるよう希望する。
17頁		例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	サービスエリアにおける世帯カバー率を高くすることは、有限希少な地上放送の電波の有効利用の点から重要な施策と考えられるが、一方、マルチメディア放送は携帯電話端末が主たる受信機と想定されることから、全国の世帯に普及する地上テレビジョン放送のような基幹放送には該当しないと思われる。また、条件が高すぎ、事業性を度外視した設備投資負担となれば、事業者にとっては事業リスクが著しく高くなるのが危惧される。 「置局について事業者の創意工夫にゆだねることが適当」(23頁)と考えられている通り、世帯カバー率

			については、免許条件のような法的拘束力の強いものではなく、事業性も考慮にいった努力目標とするよう要望する。
19頁	(1) 複数のチャンネル割当ての要否 イ「全国向け放送」の扱い		「全国向け放送」については、「SFNを用いて単一のチャンネルのみを用いる方法により置局を行うことを前提として、周波数帯域幅を割り当てるのが適当である」とあることは、周波数の有効利用の点から適切な考えである。ただし、世帯カバー率を確保するために複数のチャンネルが必要となった場合の処置として、割り当てた帯域幅の分割や免許の取り消しが言及されている。そのようなことになれば、事業者としては、一定の帯域を以って事業計画を立てて免許申請を行うことから、事業開始前での計画の破綻も懸念される。そこで、記載の通り「一定程度の余裕を見越して」、例えば、事業者の数を最小単位に絞るなど、本事業が順調に立ち上がり推移できるよう期待する。
21頁	(3)V-Low、V-HIGHの割当ての考え方		「全国向け放送」への周波数の割当てについて、携帯電話端末での受信を前提とし、携帯電話との関連性の高いビジネスモデルが想定されるということから、V-HIGHとしたことは妥当であり高く評価される。
23頁	3 新たな周波数割当て方法の検討		置局について、事業者の創意工夫に委ねることが適当とし、そのため、移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度を参考にする旨が記載されているが、放送はソフトやサービスがまずあって成立することから、どのようなソフトやサービスであるのかも合わせて総合的に比較審査とすべきではないかと考えられる。 また、「こうした仕組みを導入した場合、個々の放送局の免許は、基本的には個別の放送局が他の無線局に悪影響を及ぼさないことを確保する観点から行われること」とあるが、ハード事業者が複数で、置局計画が著しく異なる場合、例えば、放送型ネットワークと小セル型ネットワークでそれぞれ構築した場合には、相互の干渉が生じるという課題があることに留意すべきである。認定計画制度による比較審査においては、このような問題について適切な調整と適確な判断を期待する。

25頁		<p>マルチメディア放送で前提とする「映像」の品質の程度については、現在のワンセグ放送と同様のものとする考えられるが、国民のニーズや技術革新の動向、本放送に係る周波数割当ての経緯等を踏まえ、更に検討が必要である。</p>	<p>「映像」の品質については、圧縮技術の進化や、画面の大型化など端末技術の進化、また普及の状況等から、その時点でユーザーニーズに併せた最も適切な画質のコンテンツを提供・販売すべきで、一律の規制はなじまないと考えられる。</p> <p>通信と同じく最新の技術動向や国民のニーズを踏まえたサービス品質の向上をもたらすためにも、基本的には事業者の創意工夫に任せるような制度となることを強く期待する。</p>
27頁		<p>2 参入規律 (1) 参入の枠組み ア ソフト事業</p>	<p>「多様なサービスを実現するためには、1のソフト事業者が多くのチャンネルを有するようになることが適当」「多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保しつつ行うためには、1のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を当てることが求められる」という考え方は、放送に求められる「多様性」について、周波数を細かく分けて多数に免許するというのではなく、1のものに幅広い帯域を与え、それを有効活用させることで成立させるということであり、このメディアの特性を十分に理解した極めて妥当かつ画期的なものであると高く評価される。</p> <p>一方、今回の割当ての対象となる周波数帯域幅は合わせて 32.5MHz しかなく、かつそれがV-Low (18MHz)とV-HIGH(14.5MHz)にそれぞれ別のメディアとして分離・分別されている。「全国向け放送」には2~4程度の事業者を前提とすることが適当と記載されているが、14.5MHz は仮にガードバンドなしとしても、4で分けると1社あたり3.625MHzになる。マルチメディア放送は新規の事業であり、普及を促進し、ダウンロードなど視聴者のニーズに適ったサービスをハードと一体となってタイムリーに行うには、もっと広い帯域幅が必要であることから、ソフト事業者数を更に絞り込むことが適切であると思われる。</p>
28-29頁		<p>イ ハード事業 (ア)「全国向け放送」のハード事業者の数</p>	<p>利用できる帯域は 14.5 MHz しかないことから、記載の通り、設備投資の重複回避、周波数の有効活用の観点から、ハード事業者の数は1でよいと考える。</p> <p>仮に、異なる技術方式を採用する2つの事業者となった場合には、競争の結果、端末普及は進んでも、それぞれ特定の受信端末での限定利用となると、全体としてのサービスが発展しない恐れもある。これで</p>

			は、同一サービスを全ての端末が受信できるという利用者の利便性を損なうことになりかねないのではないかと危惧される。
30頁		ウ ハード・ソフト分離制度の導入	マルチメディア放送で新たなサービスとして期待されるダウンロード放送は、大小、多種、雑多なコンテンツの集合体となることも想定され、視聴者のニーズに適った最適な編成で送出することが肝要である。 ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、「ハード事業者は一定の条件の下でソフト事業者となれるように措置すること」は、その運用上、必須の形態であり、実現を強く要望する。
31頁		(2) 出資規律 ア 放送局に係る表現の自由享有基準 (イ)マルチメディア放送の扱い	「地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当」と記載されていることは高く評価される。 しかしながら2011年頃のメディア環境は、デジタル放送の普及～成熟に加え、通信の広帯域・大容量化によるメディア配信手段の多様化・高度化が進んでおり、マルチメディア放送にとって、多くの強大なコンペティターの存在が想定される。また、本マルチメディア放送が全国ネットワーク構築・維持にかかる莫大なコストを負担しつつ、且つゼロから顧客を開拓しなければならない有料主体のサービスであることなども併せると大きな支配力を獲得することは困難であるため、マスメディア集中排除原則については適用除外とすることが適当と考える。 ハードとソフトに分けて免許する場合のあり方も含めて、新メディアの立ち上げに参画しやすい制度を期待したい。
32頁		ウ その他の出資規律	「マルチメディア放送はあくまでも新たな「放送」として制度化するものであり、通信による情報配信サービスとは異なる役割が期待されることから、携帯電話事業者による出資について特段の制限を設ける必要はない」と記載されているが、本マルチメディア放送は、放送と通信が一体となった新しい放送であるという趣旨から、携帯電話事業者だけではなく、既存の放送事業者に対しても、同等に、特段の出資制限を設ける必要はないと思われる。
33-34		3. 事業規律	マルチメディア放送は、「放送」に位置づけられること

頁		(1)番組関係	から、従来の放送と同様のものを基本とすることは理解できるが、「新たな放送」であることから、あまり「従来」にこだわることなく、事業者の自由な活動、創意工夫の芽をそいでしまうことのないよう、柔軟に新たな枠組みを構築することを要望する。
35頁		(3) 番組関係以外 ア 有料放送・無料放送の別	マルチメディア放送事業者が「無料放送」をどの程度行うかは、記載のとおり原則として事業者に委ねることが適当であることに同意する。普及促進のため、事業者選定の比較審査において「無料放送」を多く確保するものを優遇することは事業者にとって高いリスクを負うことにもなりかねないことから、審査基準の設定にあたっては十分な配慮をお願いしたい。
		イ サイマル放送の扱い	マルチメディア放送サービスにおいては通信サービスと連携していくことに鑑み、視聴者にとっての新規コンテンツの扱いは放送のみならず通信サービスにおけるコンテンツも考慮する必要があるが、現実的には放送サービス以外のコンテンツを既存・新規と振り分けることは困難である。既存放送と異なるコンテンツを新規コンテンツと定義し比較審査することは、視聴者視点からは新規コンテンツを誘致する効果は得られないため比較審査の対象外とし、参考情報とする等の措置を希望する。
36頁		(ア)利用者の限定	放送事業者がマルチメディア放送の提供相手に正当な理由なく特定の者に限定することは、記載の通り、好ましくなく、できる限り、すべての携帯電話サービスにおいて受信でき、各社とも同水準(キャリア・フリー)の連携した放送サービスが行われるよう強く期待する。 その観点からも、ハード事業者の数はできる限り1とし、かつ技術方式を一本化して、すべての携帯電話会社の端末において本放送を受信できる体制の構築を優先すべきである。 また、本マルチメディア放送の特徴を最大限に発揮し、国民により豊かで多様な放送サービスを提供することに主眼をおけば、双方向の通信機能をもった端末において、受信のみの端末と比較し、より多くの放送サービスを提供可能とすることを可とする制度設計を希望する。
39頁		エ 端末の普及の施策	「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」が同じマ

			<p>ルチメディア放送として、相互に連携しながら、同レベルで普及発展することが望ましく、そのためには、記載の通り、それらの間で、同一の技術方式としてISDB-T系を用いることが極めて有効であると考えられる。</p>
41頁		国内規格統一の要否 ①	<p>一つの端末で全ての事業者の放送を受信できる事は、放送の発展にとって最も重要な要件である。規格の統一は、利用者の混乱を防ぎ、周波数の有効利用、端末の低廉化を通じて利用者の利益を増大させる大きなメリットがある。今後の審議、審査にあたって最も重要視されなければならない事項と考えられる。</p>
		国内規格統一の要否 ②	<p>事業者間の競争は一般的に利用者の類似サービスへの乗り換え費用が少ない程、活発となる。複数方式となることにより、複数方式対応端末では、(注2)に記載されている通り、端末の費用が増加することは確実であり、各技術方式に特化した単一方式端末が販売されることが想定される。この結果、視聴者は他事業者間に乗り換えることが困難となり、複数方式採用の結果で期待されている競争環境を逆に阻害することが懸念される。</p> <p>さらに、放送に複数方式を認める事は、事業者間の競争が過度なネットワーク整備や顧客囲い込みに向かい、サービスやコンテンツの開発や競争が劣後するおそれがある。また、周辺産業事業者の開発も資源を集中できず、リソースが分散され、新しいメディア誕生による経済波及効果が十分に得られず、競争による効果よりも、逆に産業発展を阻害する要因にもなりかねないと考えられる。</p>
42-43頁		国内規格統一の要否 イ 全国向け放送について	<p>ほぼ同一のサービス内容となるにもかかわらず複数の方式による「放送」サービスが提供されることは、電波の有効利用、事業性の追求、ユーザ保護などの観点から適切ではなく、早期に一つの方式に統一すべきであり、免許審査の過程においても特に留意されるべき事項である。</p> <p>提案されている技術方式には、基本的に優劣が無く、かつ我が国のデジタル放送普及に伴う周辺産業の成熟等を併せて考えれば、メディア横断的に共通技術が使えること、一つの端末でワンセグやブロック向け放送など多様なサービスが受けられること、放</p>

			送送出、コンテンツ制作、端末開発の低廉化などを 勘案した検討が必要である。
44頁		2 国内規格の定め方	国内規格の定め方に当たっては、他のメディアサー ビスとシームレスな利用を確保することも重要であ る。また、端末の裾野の拡がりを考慮した技術規格 が求められる。記載された他の要件は全て妥当と考 えられ、どれ一つ欠けてはならぬものとする。